

事 務 連 絡  
令和7年(2025年)2月21日

各(総合)振興局産業振興部  
整備課長・農村振興課長 様

農政部農村振興局事業調整課  
課長補佐(設計積算)

令和7年3月単価の適用時期について(通知)

この度、令和7年公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映する主旨等から、国においては例年4月に改定を行うところ、今年度についても前倒しを行い、3月に改定し適用することとされたところです。

その主旨を踏まえ、令和7年3月単価の適用について次のとおり運用することとしたので、事務処理を適切に行うようお願いいたします。

記

1 「最新設計単価を適用した設計金額等の取扱いについて」(令和2年(2020年)12月23日事調第1203号)に基づいた取扱いは、下記のとおりとします。

① 対象の工事・委託業務

・令和7年3月1日から3月18日までに入札を行う工事及び委託業務については、積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価は、令和6年度単価(以下、「旧労務単価」という)となります。

・3月19日以降の入札を行う工事及び委託業務については、積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価は、令和7年度単価(以下、「新労務単価」という)となります。

② 対象外の工事・委託

・令和7年3月1日から5月19日までに入札を行う工事及び委託業務については、積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価は、旧労務単価となります。

2 令和7年3月1日以降に契約を行うもので、旧労務単価により積算されているもののうち、受注者から新労務単価に係る変更の協議について請求があった場合は、別途通知する「令和7年工事設計労務単価の適用に係る特例措置について」及び「令和7年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和7年工事設計労務単価の適用に係る特例措置について」により適切な対応を行ってください。

3 旧労務単価を適用する工事及び委託業務については、契約締結後に請負代金額等の変更が請求できることを別添のとおり特記仕様書に明示して下さい。また、公告中及び指名通知済み等の案件についても特記仕様書を追加し、入札参加資格審査申請者等に周知をお願いします。

設計積算係  
(内線 27-183)